

第3次本庄市男女共同参画プラン(案)

平成30年 月
本 庄 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

1	本庄市の現状	
(1)	人口・世帯数の動向	3
(2)	少子高齢化の進行	6
(3)	就業に関する現状	8
(4)	審議会等における女性の参画状況	13
(5)	配偶者等からの暴力の発生状況	15
(6)	男女共同参画に関する意識調査結果	17
2	計画策定の背景	
(1)	世界の動き	21
(2)	国の動き	23
(3)	埼玉県の動き	25
(4)	本庄市の動き	26
3	課題の取りまとめ	
(1)	男女の平等感と性別役割分担意識	28
(2)	政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	28
(3)	労働と生活	29
(4)	全般（まとめ）	29

第3章 計画策定の方向

1	推進イメージ	30
2	施策体系	31

第4章 施策の展開

政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり	33
施策の大項目（1）人権を尊重する意識啓発	34
施策の大項目（2）男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進	34
施策の大項目（3）配偶者等からの暴力（DV）の根絶	36
（「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」）	
政策目標2 政策や方針の立案及び決定への体制づくり	38
施策の大項目（1）政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画	38
政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり	40
施策の大項目（1）男女とも働きやすい環境づくり	40
（「本庄市女性活躍推進計画」）	
施策の大項目（2）子育てや介護を担う家族への支援	42
施策の大項目（3）安心して暮らせる生活への支援	44
政策目標4 心とからだの健康づくり	47
施策の大項目（1）男女の健康づくりへの支援	47
施策の大項目（2）生涯を通じた女性の健康支援	49
政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進	50
施策の大項目（1）市民や様々な団体等との連携	50
施策の大項目（2）国際交流の促進	51

第5章 計画の推進体制

1 庁内推進体制による全庁的な推進	53
2 関係団体との連携体制の構築（再掲）	53
3 男女共同参画条例の制定	53

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

私たちを取り巻く社会は、経済活動の成熟化や情報化、国際化、家族形態の多様化、少子高齢化の進展などにより、急速に変化してきました。

一方、地方分権が進む中、地域が抱える課題に対して、地域の実情に応じた主体的な活動が求められています。

このような変化を乗り越えていくためには、地域に住むすべての人が、その個性と能力を存分に発揮して、多様で活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

特に多様な人材の能力の活用の観点から、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性の経済活動の機会を創造し拡大するとともに、男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする必要があります。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の地域社会における男女共同参画を推進することにもつながります。

このような中、本庄市では、平成20年に「本庄市男女共同参画プラン」を策定し、その後、「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」と、東日本大震災の教訓を活かした男女共同参画の視点による防災体制を盛り込んだ、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第2次本庄市男女共同参画プラン」を平成25年に策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいりました。

本計画は、平成〇〇年度からを計画期間とする「本庄市総合振興計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び旧プランを踏まえ、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として新たに策定したものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29~33年度)」を踏まえるとともに、「本庄市総合振興計画」や本庄市が定める諸計画との整合を保つ内容としています。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の市町村推進計画にあたります。

本計画4章、「政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり、施策の大項目(3)配偶者等からの暴力(DV)の根絶」を「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に位置づけ、「政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり、施策の大項目(2)男女とも働きやすい環境づくり」を「本庄市女性活躍推進計画」に位置づけます。

- (4) この計画は、本庄市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、平成27年度埼玉県で実施した男女共同参画に関する意識実態調査、またパブリックコメント※をとおして寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。

※ 計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け付けて、最終的な計画内容を検討していく制度のことを言います。

- (5) この計画は、議会代表者・関係団体・関係機関の代表者・公募の市民による本庄市男女共同参画審議会、関係各課により、計画内容の検討を行いました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度(2018年)から平成34年度(2022年)までの5年間とします。

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

1 本庄市の現状

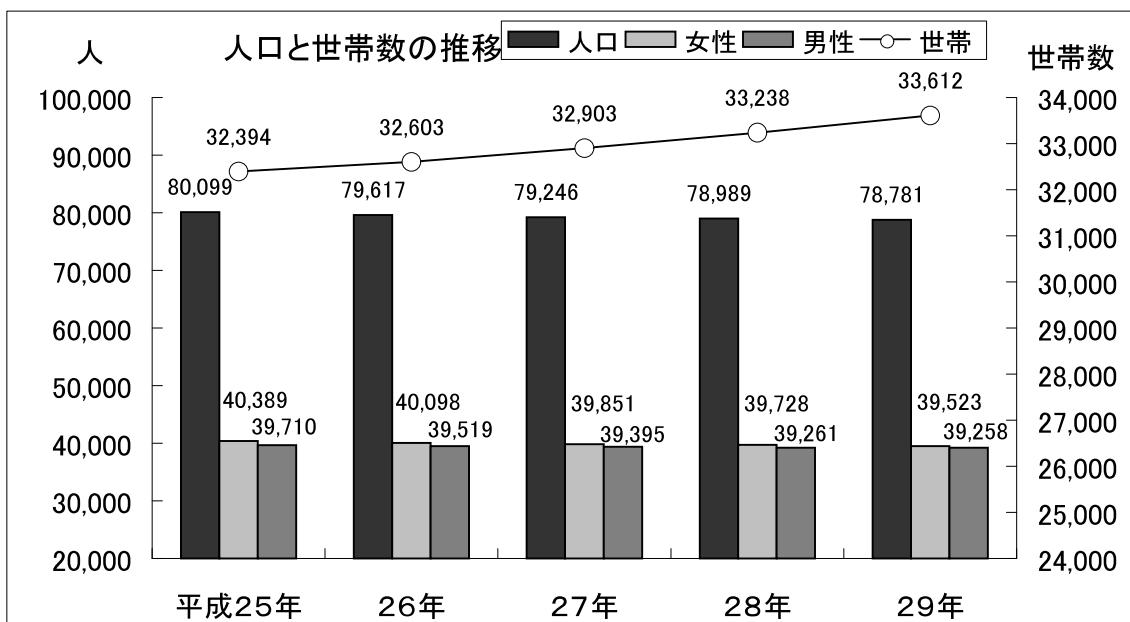
(1) 人口・世帯数の動向

①人口と世帯数の推移

本市の総人口は、近年5年間において漸減傾向にあります。世帯数は年々増加しています。

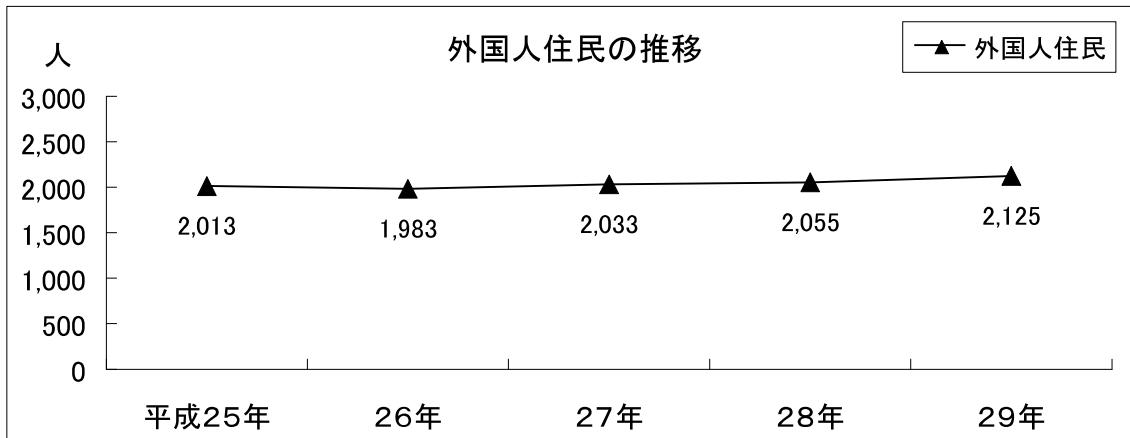
平成29年の人口 78,781人の男女別は、男性39,258人、女性39,523人で、女性が265人多くなっています。なお、外国人住民は平成26年を境に年々増加傾向にあります。

図表-1-①



資料:本庄市住民基本台帳(各年4月1日現在)

図表-1-②

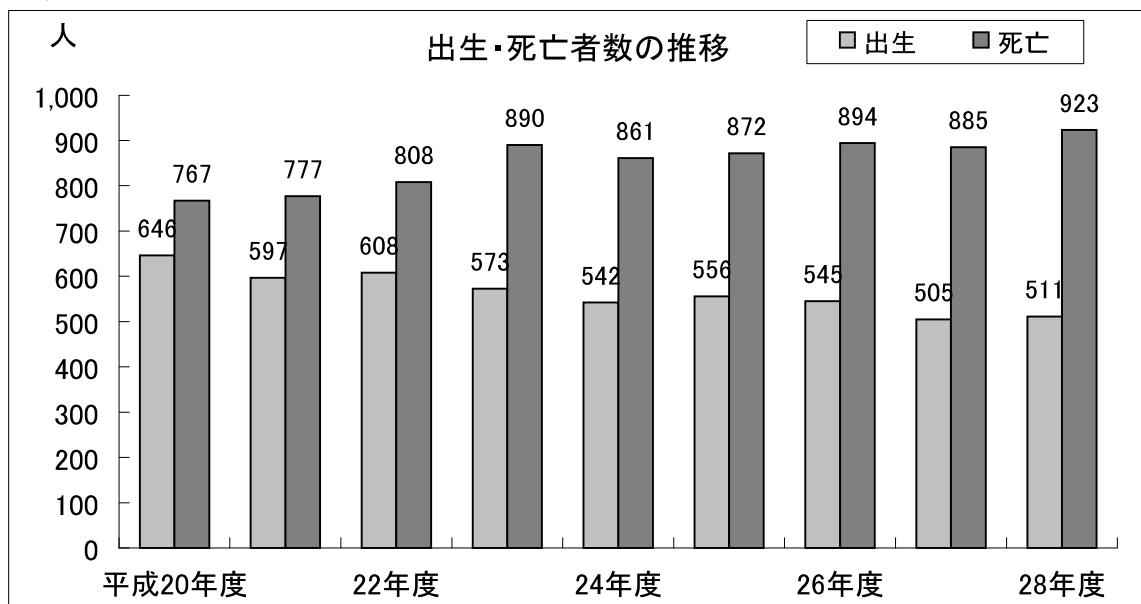


資料:本庄市住民基本台帳(各年4月1日現在)

②出生・死亡者数の推移

本市の年度ごとの出生・死亡者数の推移を見ると、平成14年度までは出生数が死亡数を上回っていましたが、平成15年度から死亡数が出生数上回っており、平成20年度以降も、年々その差は開く傾向にあります。

図表-2

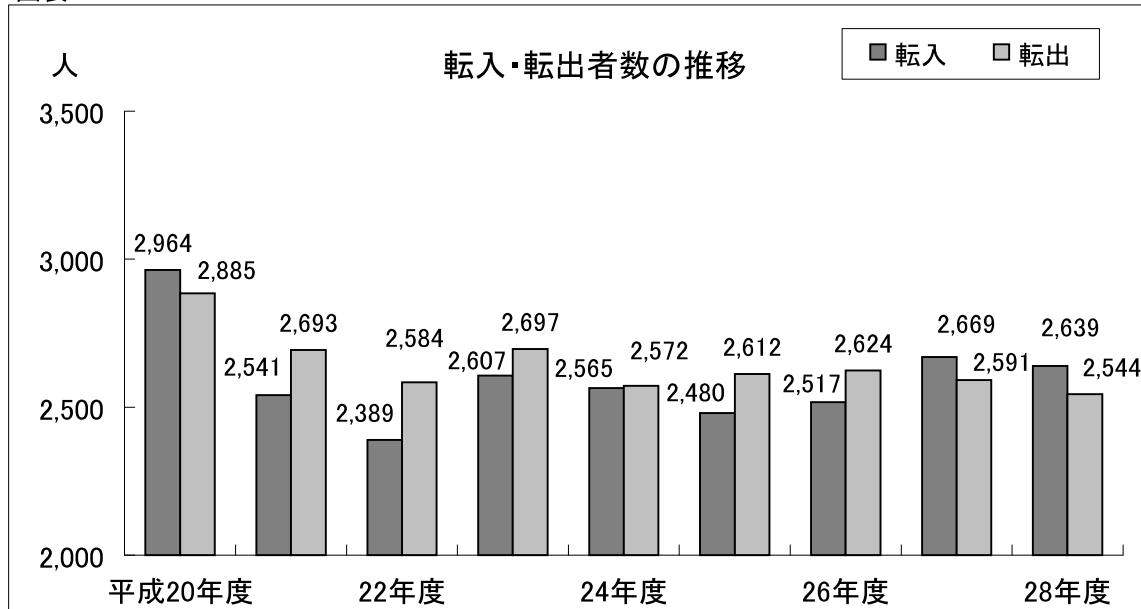


資料:本庄市住民基本台帳

③転入・転出者数の推移

本市の年度ごとの転入・転出者の推移を見ると、平成27年度以降、転入者が転出者を上回っていることがわかります。

図表-3

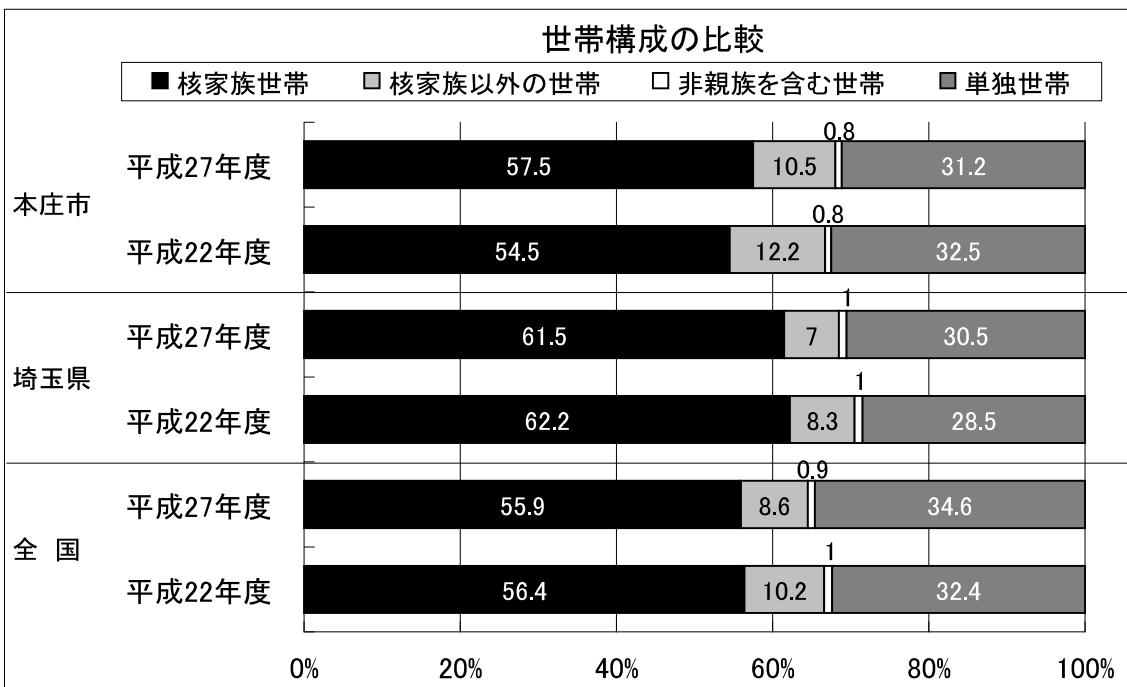


資料:本庄市住民基本台帳

④世帯構成

本市の世帯構成は、県や全国と比較しても大きな違いは見られませんが、世帯構成の推移では、県や全国では「核家族世帯」の比率が減少し、「単独世帯」の比率が増加しているのに対し、本市では「核家族世帯」の比率が増加し、「単独世帯」の比率が減少しているのが分かります。

図表－4



資料:平成22・27年国勢調査

図表－5

世帯数の推移

		核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯	合計
平成27年	世帯数	17,773	3,250	253	9,635	431	61	30,911
	構成比%	57.5%	10.5%	0.8%	31.2%	1.4%	0.2%	100%
平成22年	世帯数	17,533	3,905	256	10,466	535	60	32,160
	構成比%	54.5%	12.1%	0.8%	32.5%	1.7%	0.2%	100%

資料:平成22年・27年国勢調査

用語解説

核家族世帯 : 夫婦のみ、夫婦と子供、男親（又は女親）と子供 から成る世帯
核家族以外の世帯 : 夫婦と親、夫婦と子供と親、

夫婦と他の親族（親・子供を含まない）、
夫婦・子供と他の親族（親を含まない）、
夫婦・親と他の親族（子供を含まない）、
夫婦・子供・親と他の親族、
兄弟姉妹のみ から成る世帯
他に分類されない世帯

非親族を含む世帯 : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない
人がいる世帯

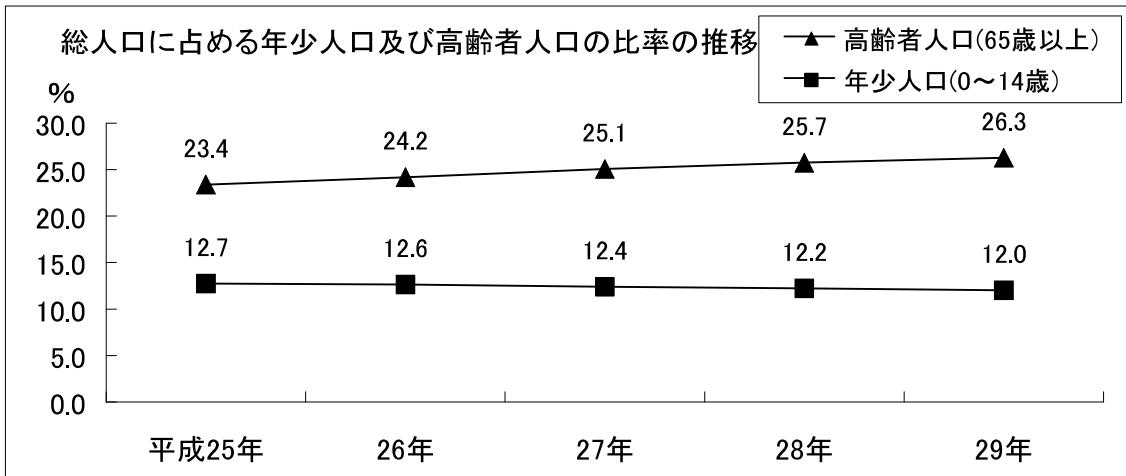
単独世帯 : 世帯人員が一人の世帯

(2) 少子高齢化の進行

①総人口に占める年少人口及び高齢者人口の比率の推移

本市の年少人口と高齢者人口の総人口に占める比率の推移を見ると、近年5年間において、常に年少人口より高齢者人口の比率が上回っており、その差は徐々に広がっています。

図表-6

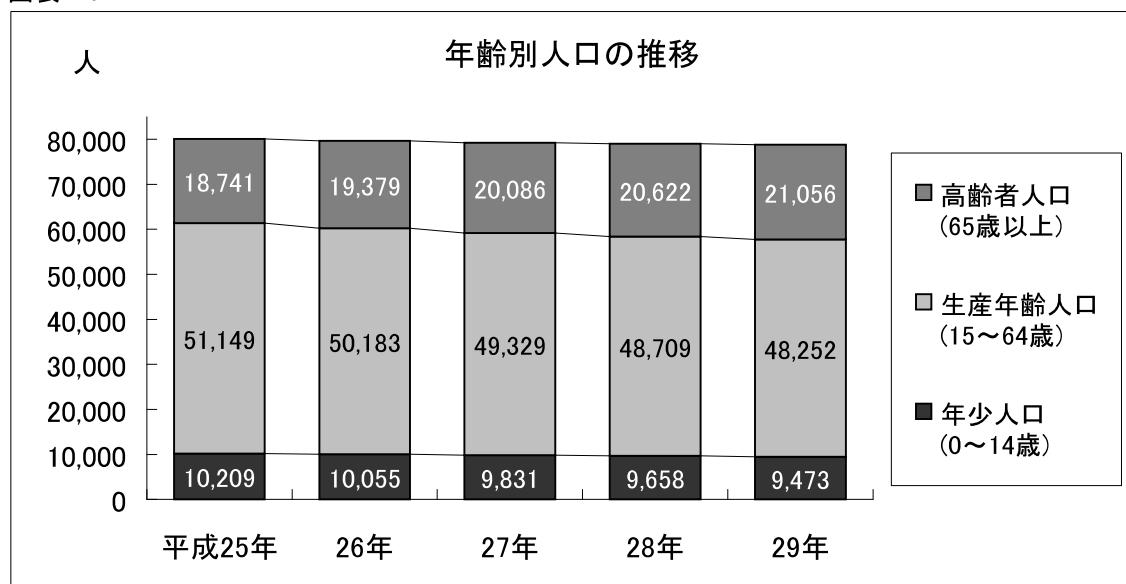


資料:本庄市住民基本台帳(各年4月1日現在)

②年齢別人口の推移

本市の平成29年の年少人口(0~14歳)は9,473人、生産年齢人口(15~64歳)は48,252人、高齢者人口(65歳以上)は21,056人となっています。年々、少子高齢化が確実に進んでいることを示しています。

図表-7

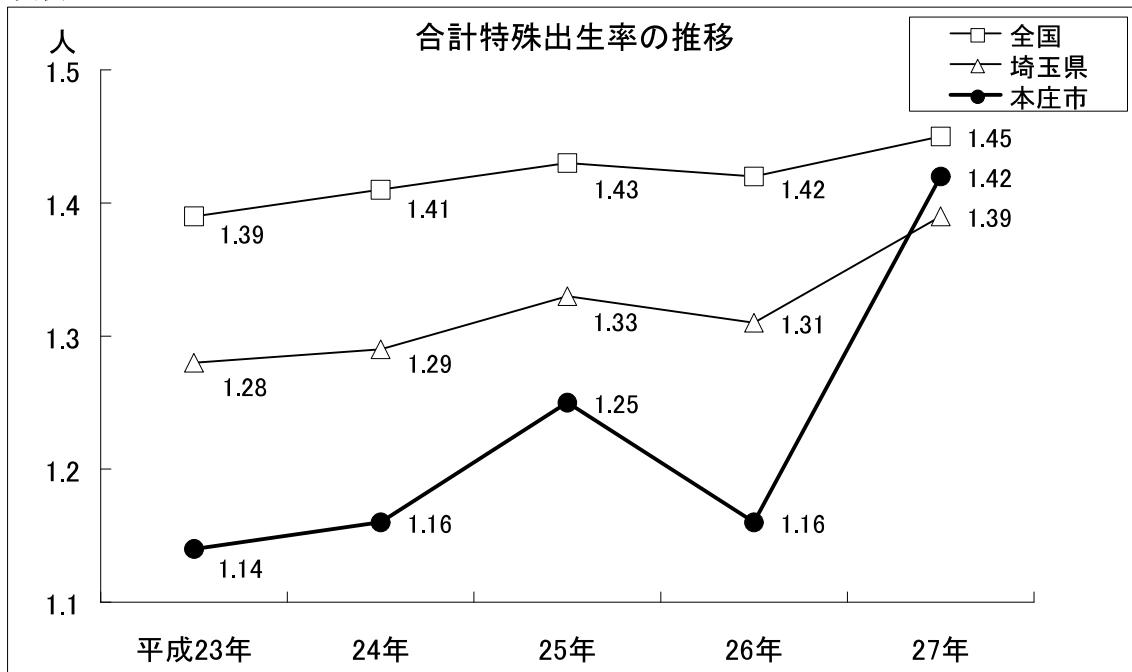


資料:本庄市住民基本台帳(各年4月1日現在)

③少子化の進行

本市の合計特殊出生率は、平成23年から26年にかけて全国、埼玉県より低い水準での増減で推移していましたが、平成27年に全国、埼玉県と同様の率まで回復しました。

図表-8



資料:埼玉県保健医療部保健医療政策課

用語解説

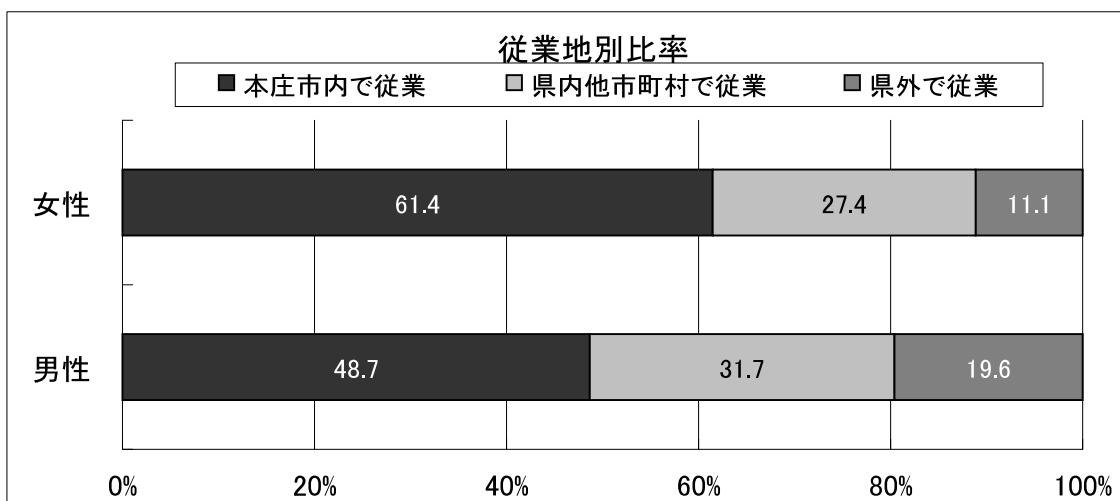
合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数

(3) 就業に関する現状

①従業地

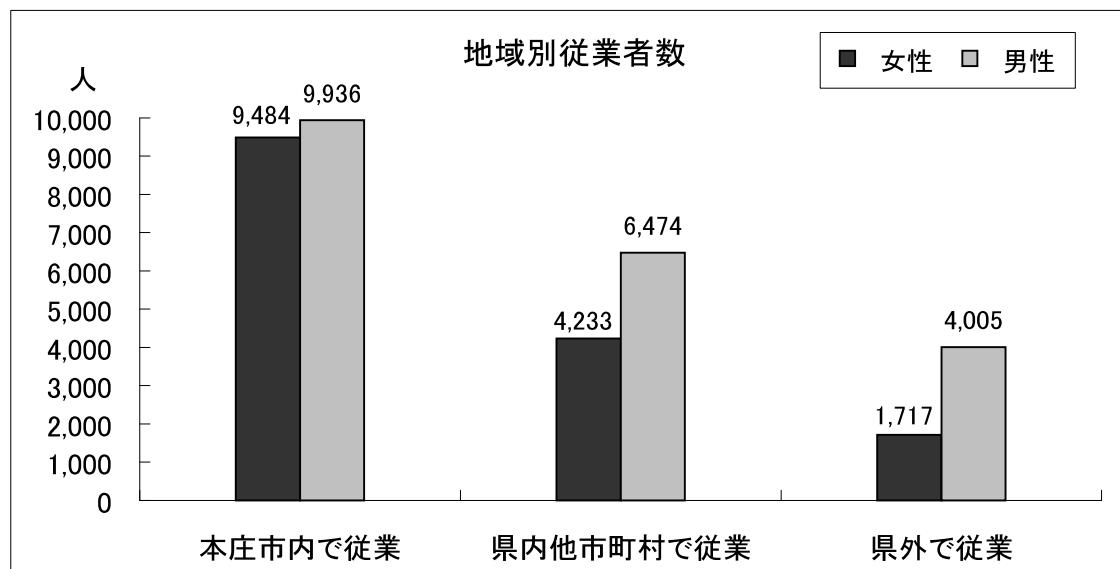
本市の就業者の従業地を見ると、特に女性は市内での従業が多く、約61%が市内で働いています。

図表-9



資料:平成27年国勢調査

図表-10

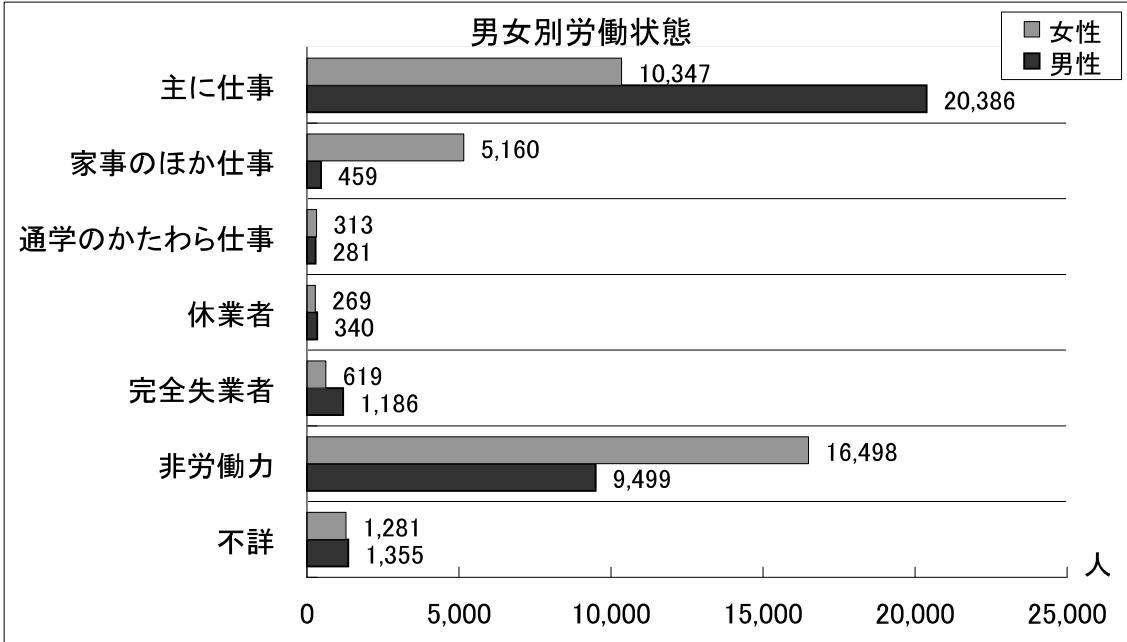


資料:平成27年国勢調査

②労働状態

本市の男女別労働状態を見ると、「主に仕事」をしている女性は男性の約半分の状態ですが、「非労働力」については、反対に女性が男性の倍以上の結果になっています。また、「家事のほか仕事」も圧倒的に女性が多くなっています。

図表-11



資料:平成27年国勢調査

用語解説

- 主に仕事 : 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事 : 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
通学のかたわら仕事 : 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
休業者 : 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めて30日未満、あるいは勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったからうことになっている場合
完全失業者 : 調査期間中、収入になる仕事を少しあしかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力 : 調査期間中、収入になる仕事を少しあしかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

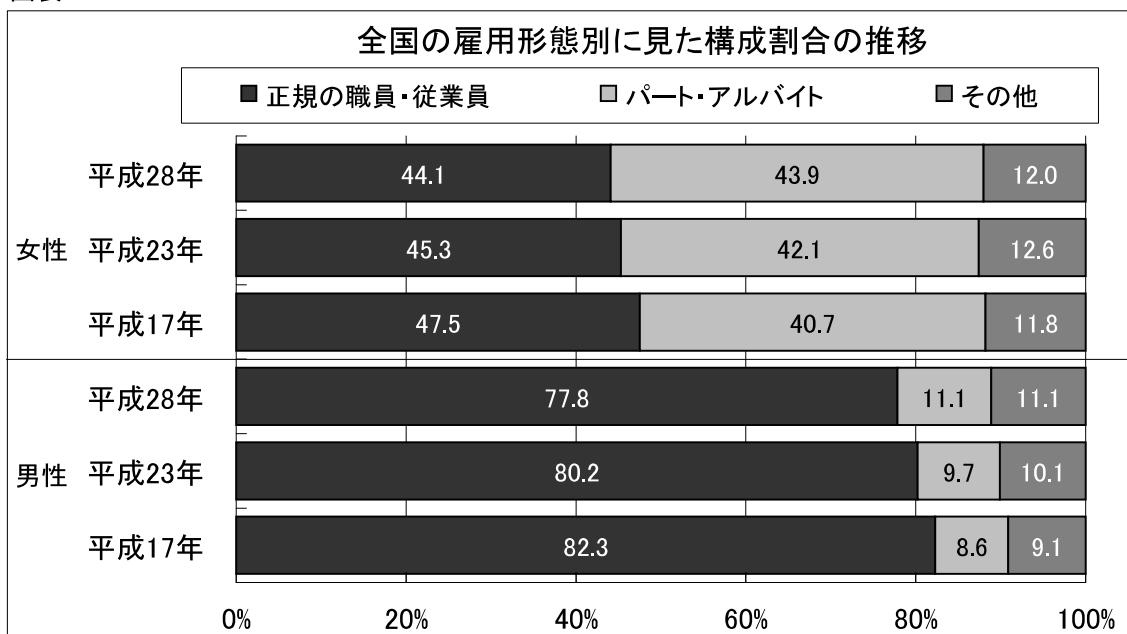
③雇用形態

全国の雇用形態を見ると、男女とも正規の職員・従業員の比率が低くなっています。逆にパート、アルバイト等の非正規雇用者の比率が増えています。

特に、平成17年の全国の調査では、女性はパート・アルバイト等の非正規雇用者の比率が50%を超えていました。

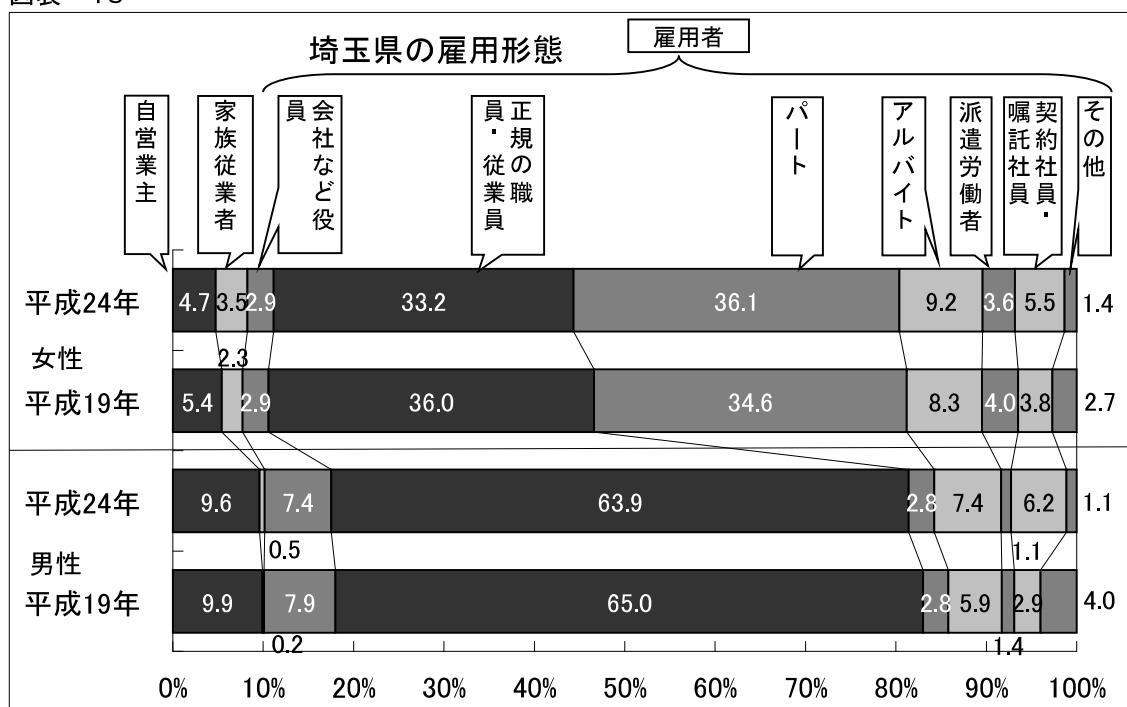
平成24年度の「埼玉県の雇用形態」調査結果を見ても、女性はパート・アルバイト、派遣労働者、契約社員等の比率が50%を超えていました。

図表-12



資料:総務省「労働力調査年報」

図表-13

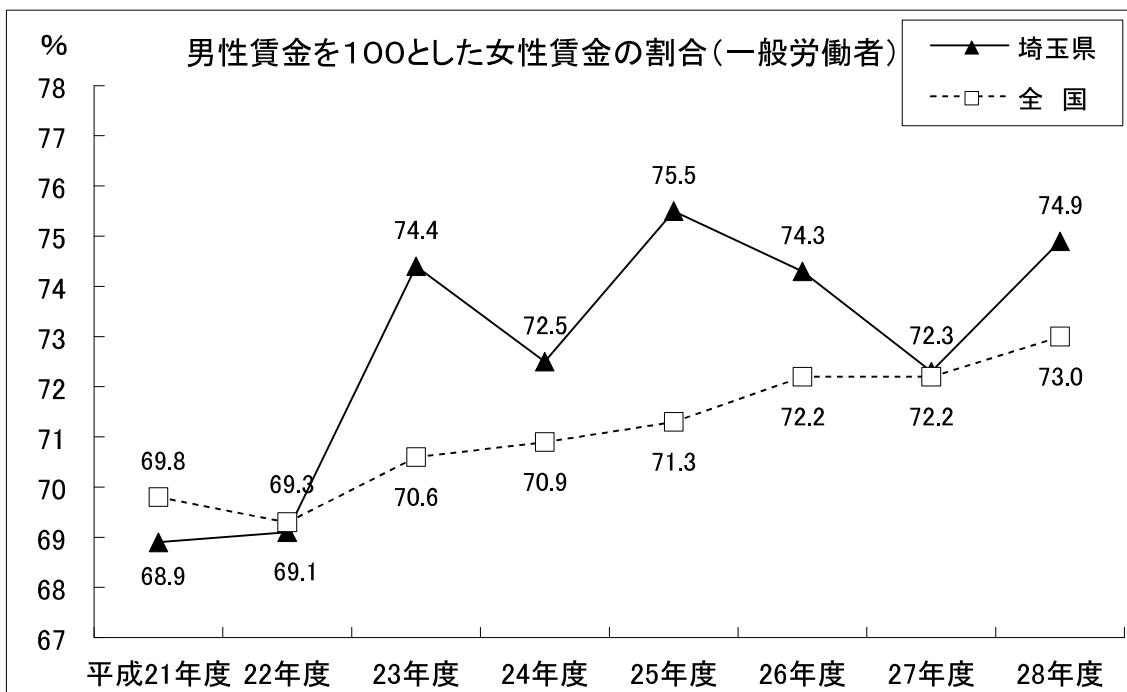


資料:総務省「就業構造基本調査」

④男女の賃金格差の推移

一般男性労働者の各年度の平均賃金水準を100とした場合、平成28年度の埼玉県の一般女性労働者の水準は74.9パーセントとなっています。

図表-14



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

用語解説

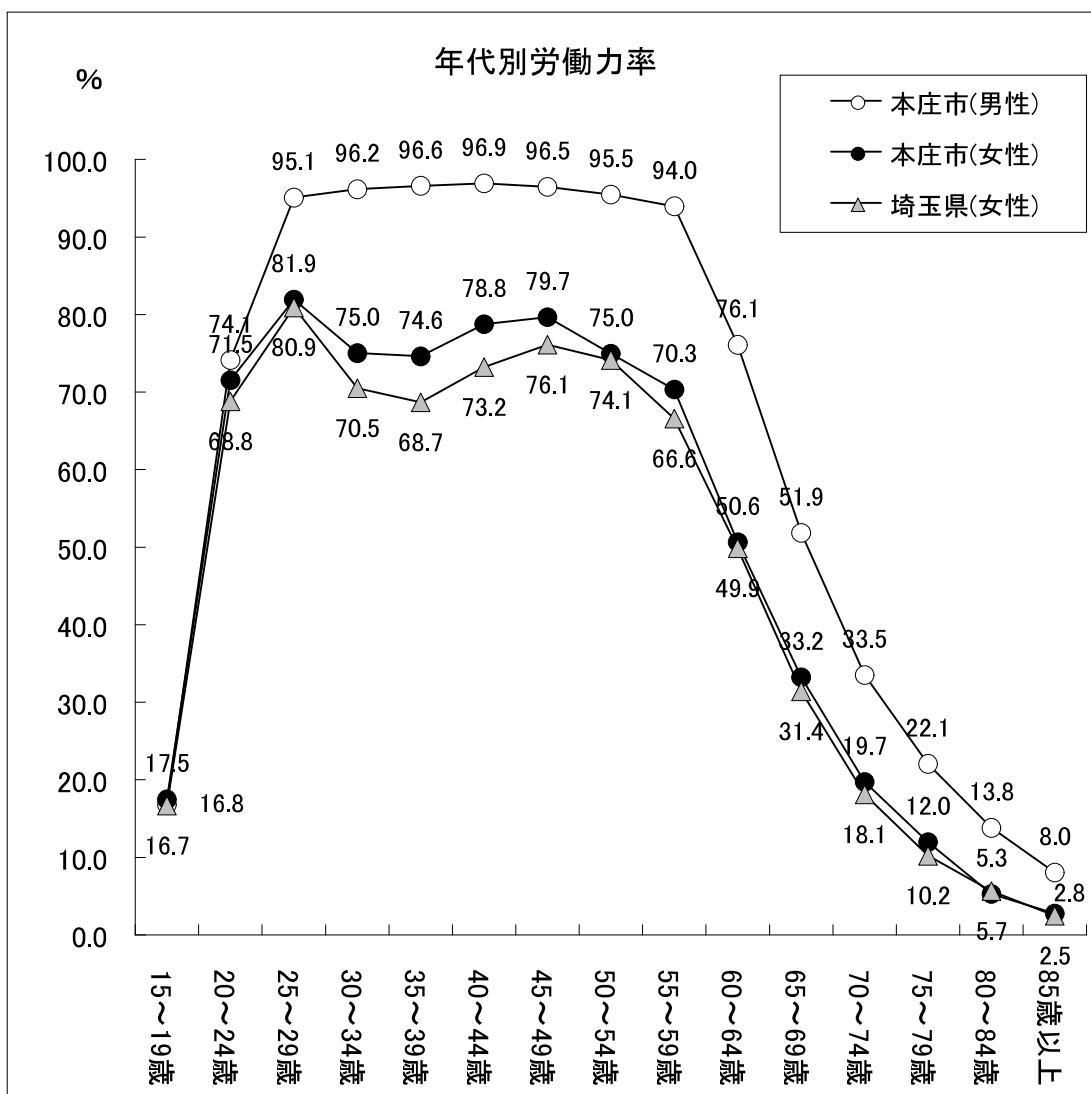
一般労働者：所定労働時間が適用されている労働者であってパートタイム労働者を含まない労働者のこと

⑤年代別労働力率

女性の年代別労働力率を見ると、30歳代で一旦落ちこむ傾向が見られ、このグラフ形状から、「M字型曲線」と言われています。

本市の場合は、埼玉県よりもM字の底は浅くなっています。

図表-15



資料:平成27年国勢調査

用語解説

労働力率：人口に占める働く人の割合

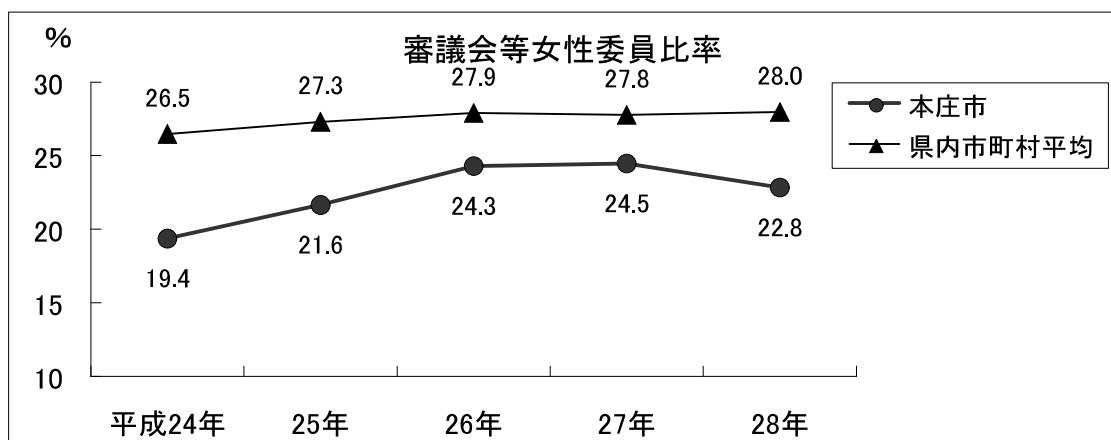
(4) 審議会等における女性の参画状況

①地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等

本市の総合振興計画では、審議会等における女性委員の比率を平成29年度までに30%とすることとしていますが、平成28年4月1日の時点では22.8%にとどまっています。

なお、「本庄市審議会等の設置及び運営に関する要綱」においても、「女性委員を積極的に登用するものとし、委員に占める女性の割合が3割以上になるよう努めるものとする」としています。

図表-16

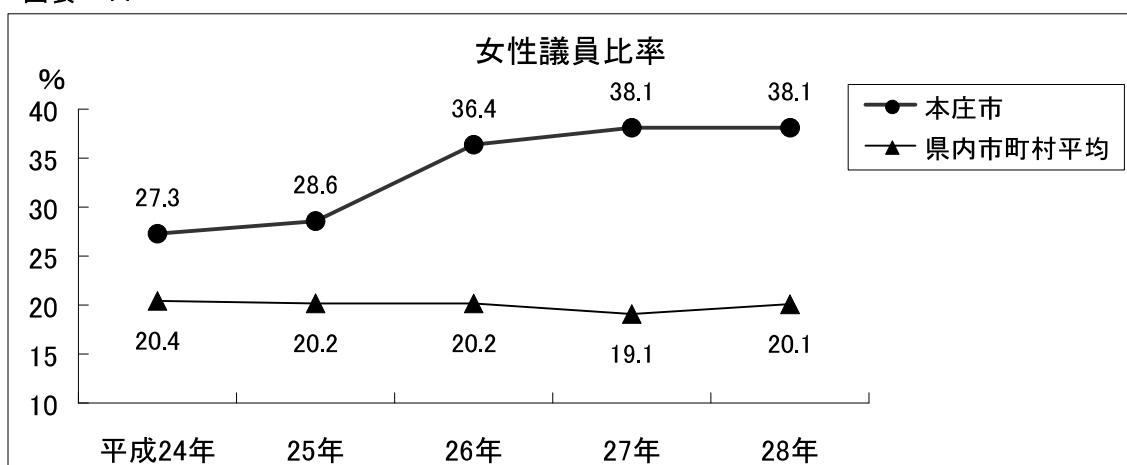


資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日）

②市議会議員

市議会議員については、平成28年4月1日の本市の状況は、38.1%、県内市町村平均は20.1%になっており、県内市町村平均より18ポイント高い状況です。

図表-17

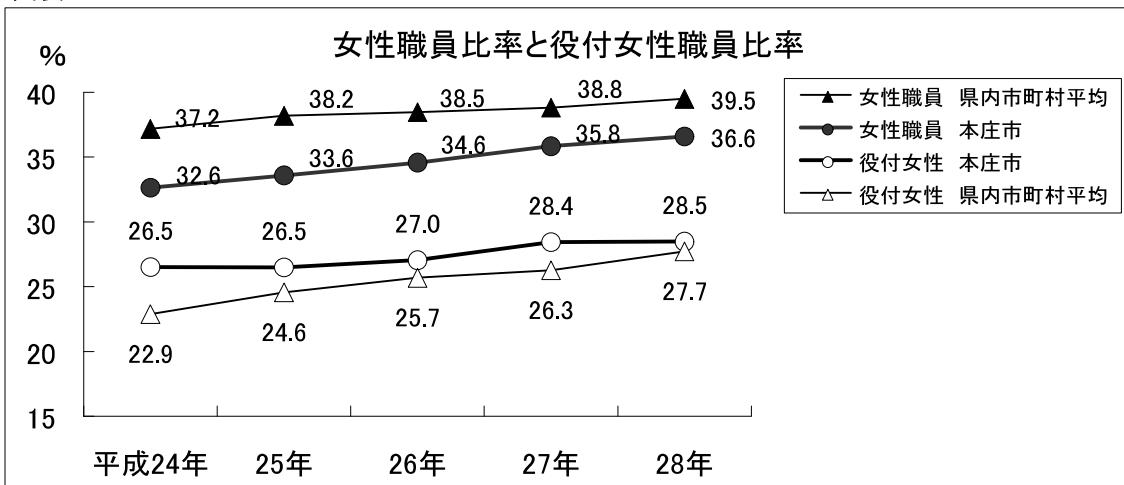


資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日）

③自治体職員

平成28年4月1日の本市職員に占める女性職員の比率は36.6%で、県内平均より2.9ポイント低くなっています。役付女性職員についても0.8ポイント低くなっています。

図表-18



資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告(各年4月1日)

用語解説: 役付女性職員は係長級以上の職員

④自治会長

本市では、自治会長の中に占める女性の割合は0%となっていますが、県内市町村合計に占める女性の割合の平均は4.5%です。

図表-19

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	85	0	0.0%
熊谷市	363	11	3.0%
秩父市	61	0	0.0%
深谷市	202	2	1.0%
県内市町村合計	7,161	323	4.5%

資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (平成28年4月1日)

⑤市町村防災会議委員

本市では、女性の市町村防災会議委員は12.8%で、県内市町村平均より2.9ポイント高くなっています。

図表-20

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	39	5	12.8%
熊谷市	48	5	10.4%
秩父市	51	3	5.9%
深谷市	47	4	8.5%
県内市町村合計	2,148	212	9.9%

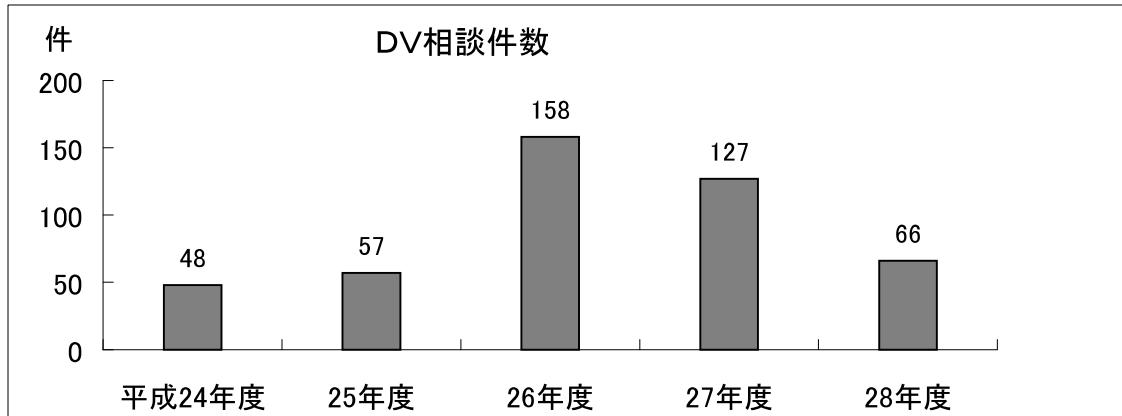
資料:埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (平成28年4月1日)

(5) 配偶者等からの暴力の発生状況

① ドメスティック・バイオレンス※相談件数

本市のDV相談件数は、平成26年度までは増加傾向にありましたが、27年度以降は減少しています。

図表-21



資料:市民活動推進課

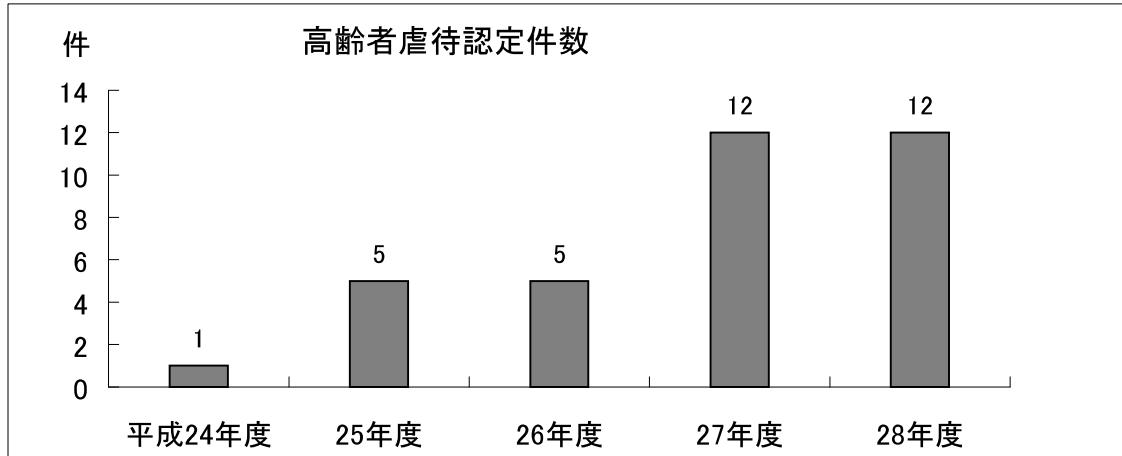
※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な間柄で振るわれる暴力。多くの場合、被害者は女性で、身体に対する暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力などがある。

② 高齢者虐待認定件数

本市の高齢者虐待認定件数は、平成20年度以降、ほぼ横ばいの状態でしたが、27年度から増加しています。

図表-22

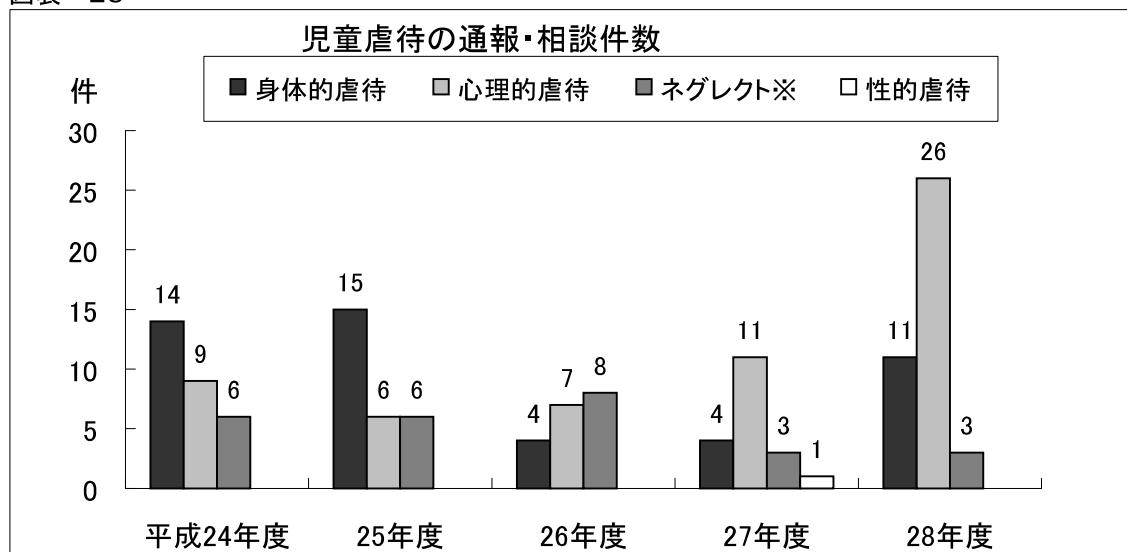


資料:介護保険課

③児童虐待の通報・相談件数

本市の児童虐待通報・相談件数は、年々増加する傾向にあり、身体的虐待に比べ心理的虐待の件数が大きく上回っています。

図表-23



資料:子育て支援課

※ネグレクト

特に幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄とも言います。

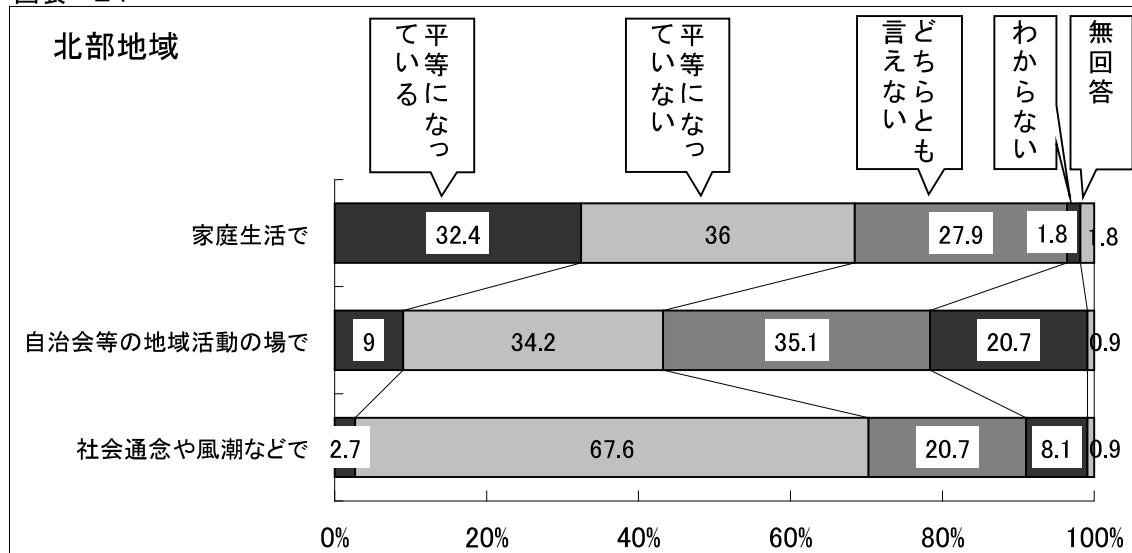
(6) 男女共同参画に関する意識調査結果

①男女の地位の平等感

埼玉県全体の各分野ごとの男女の地位の平等感を見ると、「家庭生活で」「学校教育の場で」「法律や制度の上で」では比較的平等感が高く、「職場で」「地域活動の場で」「自治会等の社会通念や風潮などで」では平等感が比較的低いということが分かります。

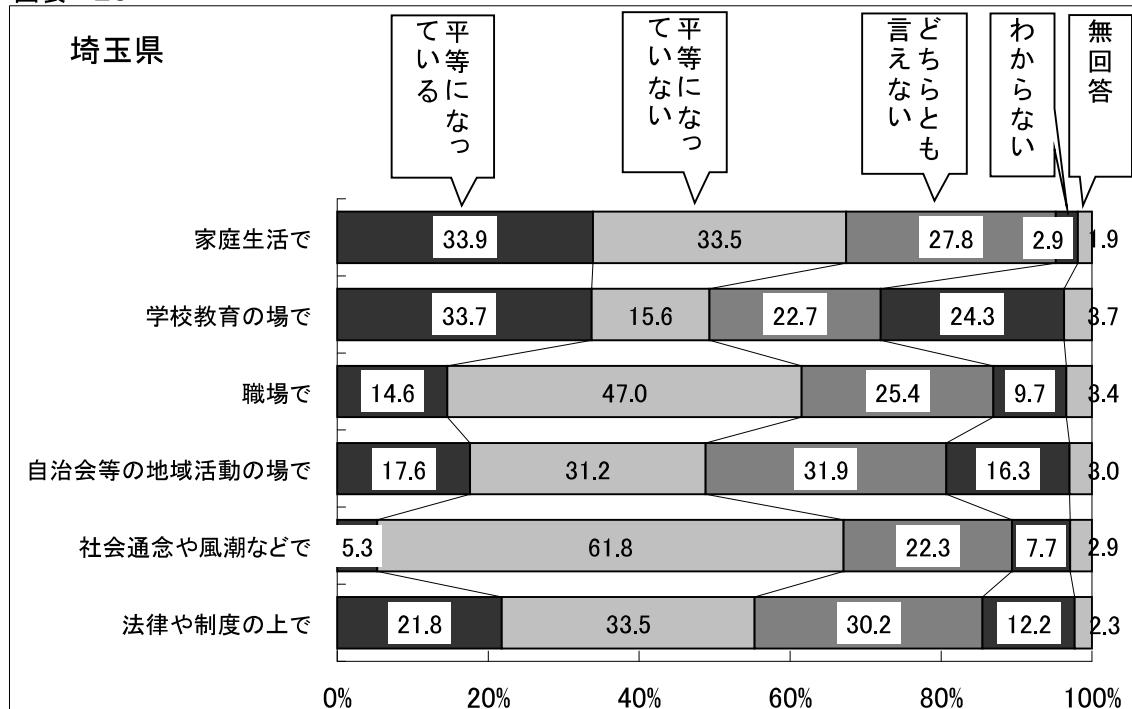
北部地域でもほぼ同じ傾向であり、依然として習慣やしきたりに対する不平等感が残っています。

図表-24



資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

図表-25



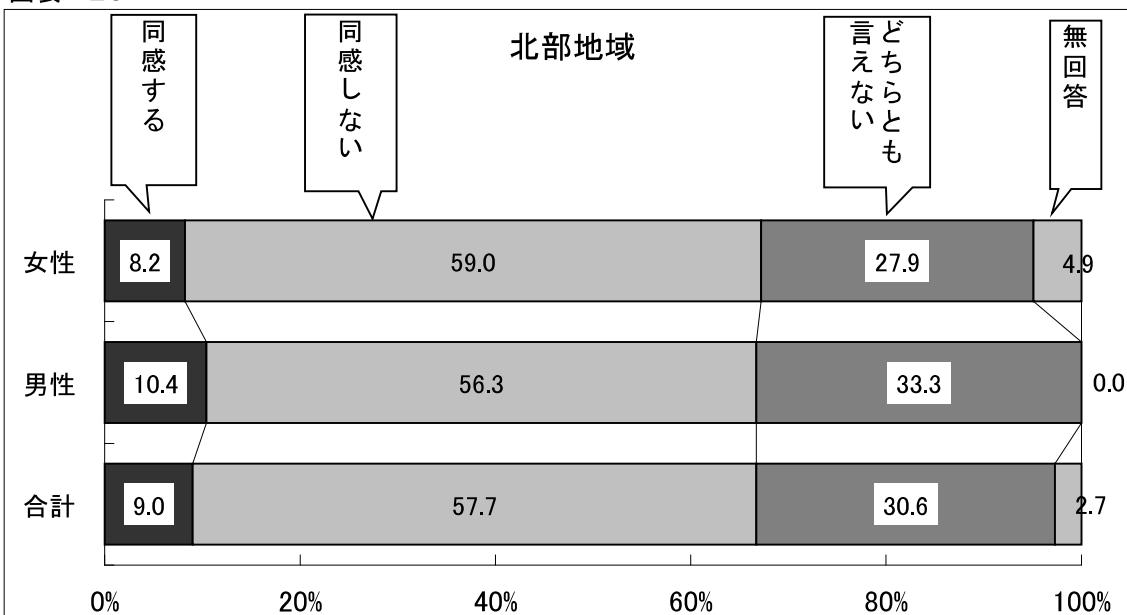
資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

②性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識についてどう思うかたずねたところ、北部地域では「同感する」と答えた人の比率は9%と埼玉県全体よりも低く、「同感しない」と答えた人の比率は57.7%と埼玉県全体よりも高くなっています。埼玉県全体と比較し、北部地域は固定的な性別役割分担意識は薄いといえます。

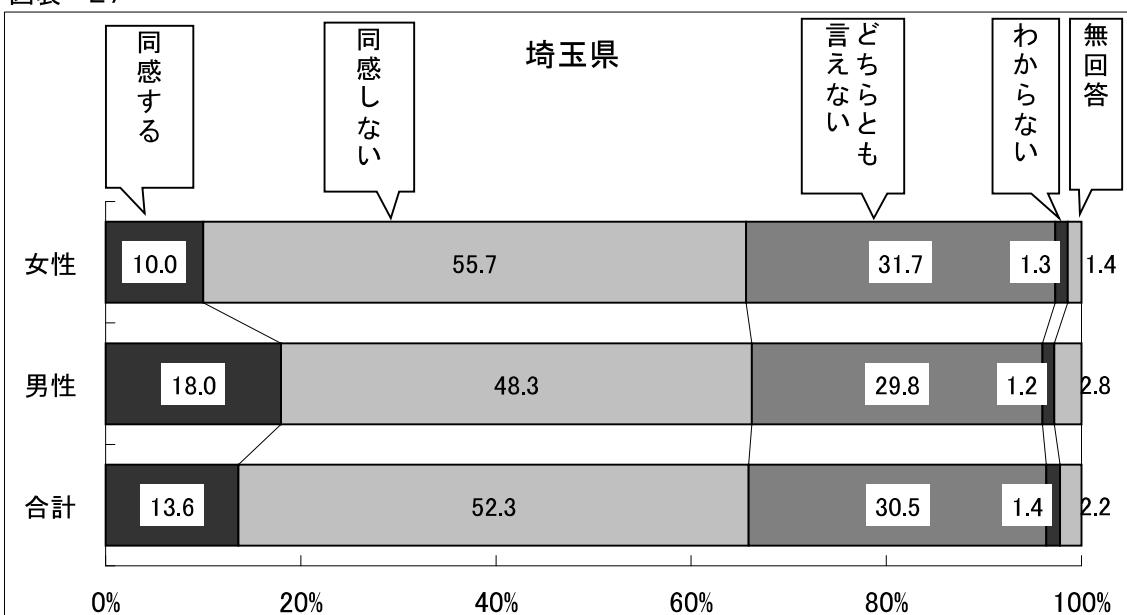
さらに北部地域については、前回の調査結果と比較し、「同感する」と答えた人の比率は減り、「同感しない」と答えた人の比率は増えており、意識の変化が見られます。

図表-26



資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

図表-27

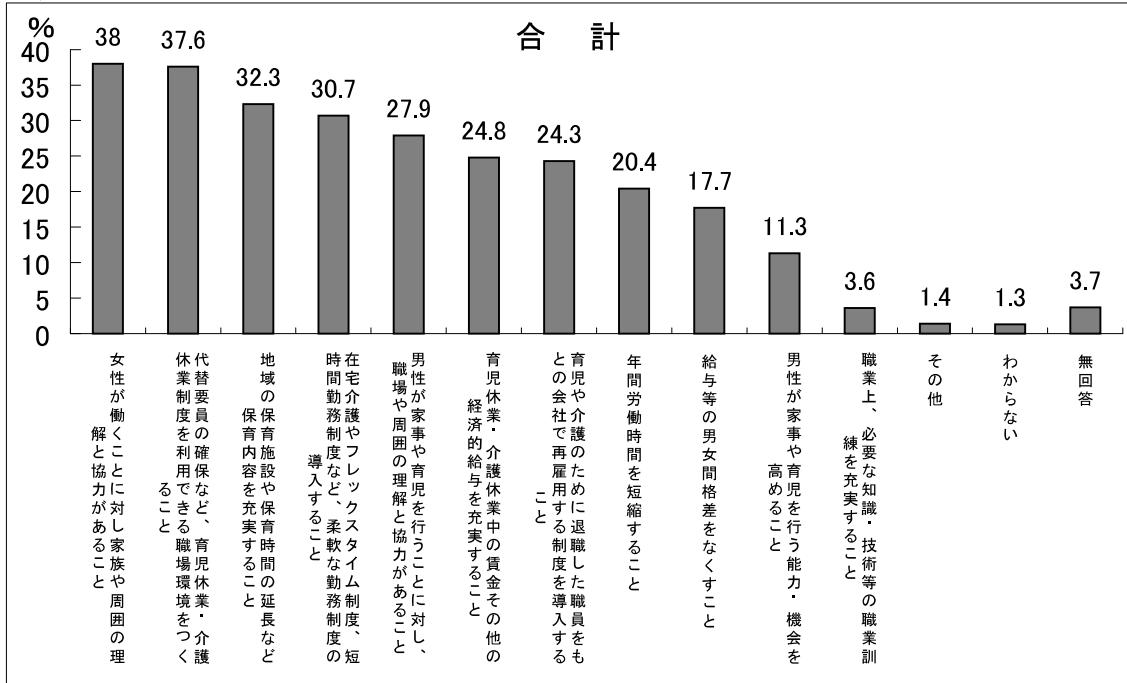


資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

③ 仕事と家庭の両立に必要なこと

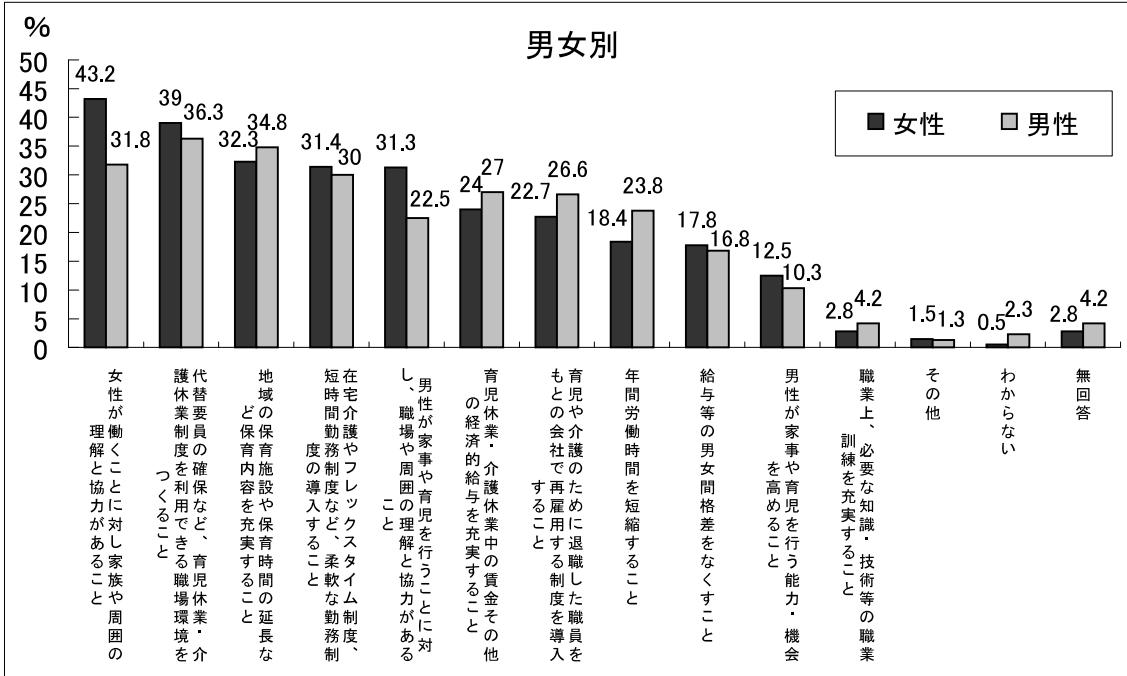
仕事と家庭の両立をしていくための条件としては、「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が4割弱で高く、性別で見ると、「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」は女性が男性を上回っています。一方、「年間労働時間を短縮すること」は男性が女性を上回っています。

図表-28



資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

図表-29

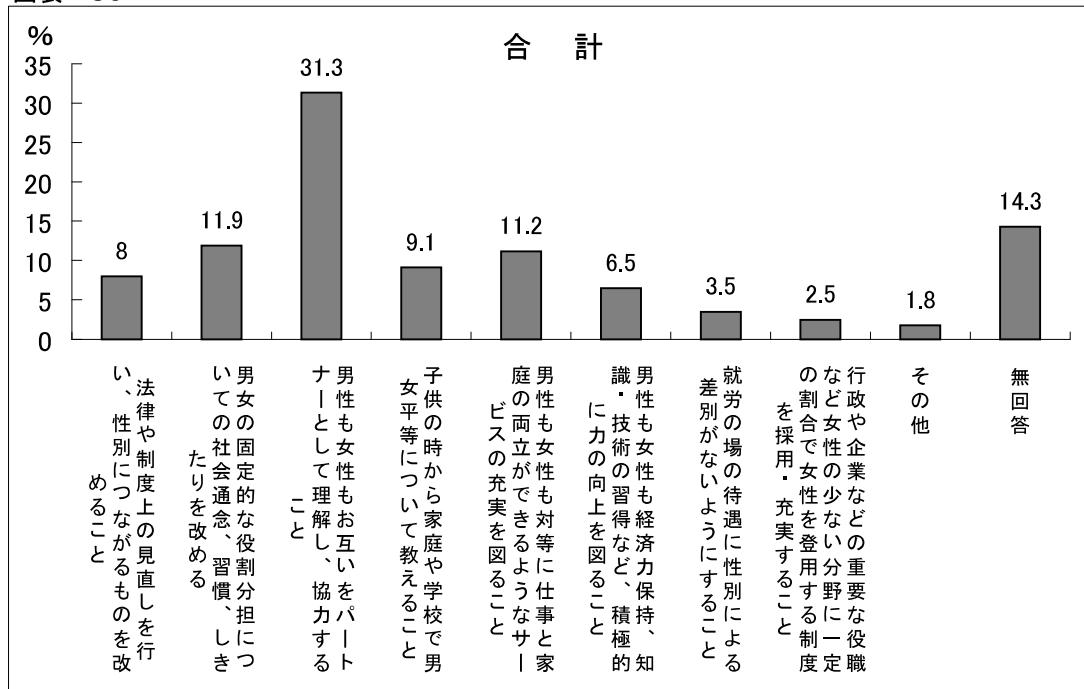


資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

④ 男女共同参画社会実現のために必要なこと

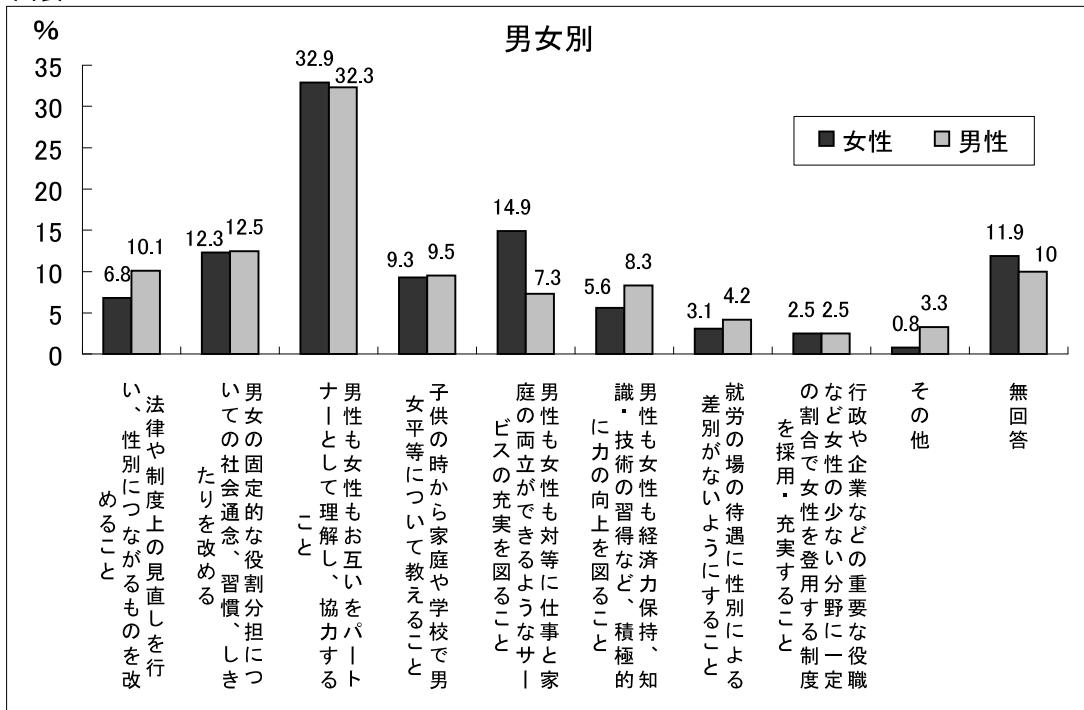
社会のあらゆる分野で、男女がバランスよく積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うかをたずねたところ、男女ともに「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」が最も高く3割を超えています。

図表-30



資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

図表-31



資料:埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成27年度)

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）が、国連総会において昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることを決議しました。

●昭和50年（1975年） 国際婦人年

国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）

「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。

昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

●昭和54年（1979年）

第34回国連総会開催（ニューヨーク）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

●昭和60年（1985年）

「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）

西暦2000年に向けて各国が取り組むべき指針（ガイドライン）として、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

●平成7年（1995年）

第4回国連世界女性会議開催（北京）

21世紀に向けて女性の地位向上の指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、女性のエンパワメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）であるとされ、12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、女性に対する暴力や女児等）が設定され、平成8年（1996年）までに各政府に国内行動計画を策定することが求められました。

●平成12年（2000年）

女性2000年会議開催（ニューヨーク）

「北京宣言」及び「行動綱領」についての実施状況の見直し、評価と更なる行動等が検討され、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」（成果文書）が採択されました。

●平成17年（2005年）

第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京＋10）開催（ニューヨーク）

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

●平成22年（2010年）

第54回国連婦人の地位委員会（通称：北京＋15）開催（ニューヨーク）

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価について、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

●平成23年（2011年）

女性に関する4つの機関、国連女性基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際女性調査訓練研修所（UN-INSTRAW）を統合して、新たな機関UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）が発足しました。

●平成24年（2012年）

第56回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。この決議は、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や女性のニーズへの配慮を求めることが内容としています。

●平成26年（2014年）

第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。この決議は、前回の決議内容に加え、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時での女性参画の重要性等の点を強調した内容となっています。

●平成27年（2015年）

第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」記念会合開催（ニューヨーク）

日本政府はジェンダー平等及び女性のエンパワメントを重視し、国内外で「女性が輝く社会づくり」に取り組んでいることを紹介しました。

(2) 国の動き

●昭和50年（1975年）

「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための国内本部機構として総理府（現内閣府）に「婦人問題企画推進本部」が設置されました

●昭和52年（1977年）

今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定し、女性問題解決についての目標を明らかにしました。

●昭和60年（1985年）

国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定や家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、世界で72番目に女子差別撤廃条約を批准しました。

●昭和62年（1987年）

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

●平成6年（1994年）

「婦人問題企画推進本部」を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を設置し、併せて、総理府（現内閣府）大臣官房に「男女共同参画室」（現男女共同参画局）を、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」（現男女共同参画会議）を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。

●平成8年（1996年）

北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。

●平成11年（1999年）

「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題として位置づけられました。

●平成12年（2000年）

基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的な方向や具体的な施策の内容を示しました。

●平成13年（2001年）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者等からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援等の態勢整備が盛り込まれた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。

●平成16年（2004年）

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられた他、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

●平成17年（2005年）

「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、12の重点分野を掲げ、それについて、平成32年（2020年）までを見通した施策の基本的方向と平成22年度（2010年度）末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。

●平成19年（2007年）

男女雇用機会均等法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシャル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

●平成20年（2008年）

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし、被害者等の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

●平成22年（2010年）

「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など、新たに重点分野を設定し、この計画を実効性のあるアクションプランとするために成果目標が設定されました。

●平成27年（2015年）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「女性活躍加速のための重点方針2015」の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。また、あらゆる分野における女性の活躍を基本的な方針に盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 埼玉県の動き

●昭和55年（1980年）

埼玉県の女性の地位向上の出発点として、真の男女平等の実現に向けて「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（昭和54～60年度）が策定されました。

●昭和59年（1984年）

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」を策定しました。

●昭和61年（1986年）

女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざした「男女平等社会確立のための埼玉県計画」（昭和61～平成7年度）が策定されました。

●平成2年（1990年）

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」が策定されました。

●平成7年（1995年）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」を確立することをめざして「2001彩の国男女共同参画プログラム」（平成7～13年度）が策定されました。

●平成12年（2000年）

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、県民の意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

●平成14年（2002年）

「埼玉県男女共同参画推進条例」基づき、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」（平成14～23年度）が策定され、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋が示されました。

また県の施策を実施し、県民や市町村の取り組みを支援するため、男女共同参画推進センター（With You さいたま）が開設されました。

●平成18年（2006年）

DV防止法の一部改正を受け、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るま

での施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

●平成19年（2007年）

「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。

●平成20年（2008年）

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターが男女共同参画推進センター（With You さいたま）内に開設されました。

●平成21年（2009年）

DV防止法の一部改正を受け、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援などを盛り込んだ「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」が策定されました。

●平成24年（2012年）

国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年度～平成28年度）」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」が策定されました。

また働く場における女性の活躍を支援するため、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。これに伴い「女性キャリアセンター」が「ウーマノミクス課」に組織変更されました。

さらに「埼玉県男女共同参画推進センター」に配偶者暴力相談支援センターの機能が付加されました。

●平成29年（2017年）

国の「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年度～平成33年度）」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」が策定されました。

（4） 本庄市の動き

旧本庄市

●昭和56年（1981年）

企画課企画係内に女性問題を所管する組織が設置されました。

●昭和57年（1982年）

第2次本庄市総合振興計画を策定し、その中で「婦人の地位の向上を図る」項目を設け、毎年女性問題講演会や啓発リーフレットの発行等をとおして啓発事業を行いました。

●平成6年（1994年）

平成5年（1993年）に埼玉県の女性行政推進モデル市町村の指定を受け、市民の声を反映した計画づくりを行うため、市民各層からの参画を得て「本庄市女性政策推進審議会」を設置しました。

●平成7年（1995年）

「本庄市女性政策推進審議会」の答申を指針として、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方針及び施策の方向を示す「本庄市男女共同参画プラン」（平成8～17年度）を策定しました。

旧児玉町

●平成14年（2002年）

「児玉町男女共同参画プラン懇話会」を設置し、アンケート調査を実施するなど広く町民の意見を聴くとともに、施策の方向を示す「児玉町男女共同参画プラン」（平成15～24年度）を策定しました。

本庄市（平成18年1月合併後）

講演会の開催や広報紙の発行など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行いました。

●平成20年（2008年）

「本庄市男女共同参画プラン」（平成20～24年度）を策定しました。

●平成22年（2010年）

配偶者等からの暴力（DV）のない社会づくりを進めるために「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成22～24年度）を策定しました。

●平成23年（2011年）

企画財政部人権推進課内に本庄市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を整備し、被害者の保護と支援のため、関係機関との連携を図りました。

●平成25年（2013年）

「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を組み込んだ「第2次本庄市男女共同参画プラン」（平成25～29年度）を策定しました。

●平成28年（2016年）

「本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（平成28～32年度）を策定しました。

3 課題の取りまとめ

(1) 男女の平等感と性別役割分担意識

17ページの①男女の地位の平等感の意識調査結果を見ると、「家庭生活で」「学校教育の場で」「法律や制度の上で」で平等感が高く、「職場で」「地域活動の場で」「自治会等の社会通念や風潮などで」では平等感が低くなっています。特に県の調査の「自治会等の社会通念や風潮などで」では61.8%の人が「平等になっていない」と答え、依然として習慣やしきたりに対する不平等感が残っています。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識では、18ページの調査結果を見ると「同感しない」と答えた人の割合が女性55.7%、男性48.3%、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに「同感する」と答えた人が女性10%、男性18%ということから、固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。前回調査との比較では、男女ともに「同感する」、「同感しない」が減少し、「どちらともいえない」が増加しています。

このような「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」による固定的な役割分担意識や習慣・しきたりなどの社会通念は個人の能力を発揮する機会や、自由に活躍できる機会をさまたげている要因となっています。一人ひとりが自分の可能性にチャレンジでき、その個性と能力を十分発揮できるよう、性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識の解消と社会における制度や慣行の見直しが必要となっています。

(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

本市は、審議会等において女性委員を積極的に登用するものとして、委員に占める女性の登用率を30%と定め、各審議会に女性の登用率の向上を図ってまいりましたが、平成28年4月1日時点で22.8%と県内市町村平均より低い状況です、また、自治会長では0%と県内市町村合計の4.5%を大きく下回っています。

しかし、女性議員では38.1%と県内平均20.1%を大きく上回っており、本市の女性職員比率では36.6%と県内平均より下回っていますが、役付女性職員では28.5%と県内平均より若干上回っています。

男女が共に住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画し、共に利益を享受し、共に責任を担う必要があり、今後も引き続き、審議会委員など市民参加の機会に女性の参画を促進します。

(3) 労働と生活

全国・県の雇用形態を見ると、男女ともに正規の職員・従業員の比率がますます低下し、女性はパート等の非正規雇用者の比率が50%を超えてます。

本市の男女別労働状態を見ると、女性は「非労働力」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の順に多い状況に変化はありません。

女性の年代別労働力率は、男性に比べて30歳代で落ち込んでいるM字型曲線となっており、本市は県と比較し、落ち込みが比較的ゆるくなっています。

雇用の分野では、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正などにより、法律や制度の面では改善が進められてきましたが、現実には、男女の労働環境の不平等感は今なお残っており、今後はこれらを改善していくことが求められます。

県が行ったアンケート調査の結果によると、仕事と家庭の両立に必要なこととして最も意見が多かったのは「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」で、その次が「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」と「地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること」が続いています。引き続き、意識や職場環境の改善、子育て施策の充実が必要であり、また、男性も女性も働きながら、趣味や地域活動と家庭を大切にするワークライフバランスを推進していく必要があります。

(4) 全般（まとめ）

平成27年「女性活躍推進法」の施行により、女性が自らの意思で職業生活を営み、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現も併せて求められています。

本市のDV件数を見ると平成26年度をピークに件数としては減少傾向ですが、依然として比較的多い件数で推移しております。また、児童虐待の件数については平成28年度では急増しております。家庭の教育力の低下や人間関係の希薄化が要因の一つと考えられます。

また、全国的な問題でもありますが、本市においても総人口の減少と高齢化、少子化の進行により生産年齢人口の減少が懸念されます。

目まぐるしく変わる社会状況に対応していくには、男性も女性もこれまでの枠にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる社会の構築と、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の両立が必要であり、市民と行政が協働して男女共同参画社会の構築を推進することが大切です。

第3章 計画策定の方向

1 推進イメージ

『ともに支えあい 男と女が かがやくまち 本庄』

本庄市総合振興計画において、まちづくりの将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄～世のため、後のため～」と定めました。本市は古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指します。

また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支えあう「みんなで育む」まちづくりを進めます。

そして、この男女共同参画プランでは、将来像の実現のために『ともに支えあい 男と女が かがやくまち 本庄』を推進イメージとし、すべての市民が男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

2 施策体系

あなたと活かす
みんなで育む
歴史と教育のまち
本庄
～世のため、後のため～

ともに支えあい
男と女が
かがやくまち
本庄

政策目標	施策の大項目	施策の中項目
1 男女の人の 権が尊重され る意識づくり	(1)人権を尊重する意識啓発 (2)男女共同参画の視点に 立った教育、学習の推進 (3)配偶者等からの暴力(DV) の根絶 本庄市配偶者等からの暴力防 止及び被害者支援基本計画	① 人権尊重意識の高揚 ② 男女共同参画の視点に立った意 識啓発 ① 学校における男女平等教育、学習 の推進 ② 生涯学習における男女共同参画 の推進 ① 暴力の根絶のための意識啓発 ② 相談体制の充実 ③ 自立支援対策の充実
2 政策や方 針の立案及び 決定への体制 づくり	(1)政策や方針の立案及び決 定への男女共同参画	① 審議会等における女性委員の割 合の増加 ② 個人の能力開発の推進
3 安心でき る家庭生活と 働きやすい就 業環境づくり	(1)男女とも働きやすい環境づ くり 本庄市女性活躍推進計画 (2)子育てや介護を担う家族 への支援 (3)安心して暮らせる生活へ の支援	① 職場における男女平等の促進 ② 労働相談事業の充実 ③ 農業、商工業における男女共同参 画の推進 ④ 事業所に対する啓発 ① 地域で支える子育て環境の充実 ② 男女がともに支える介護への支援 ① 高齢者のいきがいづくりへの支援 ② 障害者への支援 ③ 防犯体制の整備 ④ 防災体制の整備
4 心とから だの健康づく り	(1)男女の健康づくりへの支 援 (2)生涯を通じた女性の健康 支援	① 健康保持対策の推進 ② 健康づくり事業の充実 ③ 食育の推進 ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの 意識啓発
5 市民との 協働による男 女共同参画の 推進	(1)市民や様々な団体との連 携 (2)国際交流の促進	① 関係団体との連携体制の構築 ② 人づくり事業の実施 ③ 情報の収集と提供 ① 国際理解、交流の推進 ② 外国籍市民への支援

主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催 ②人権啓発活動の推進 ①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催 ②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動 ①男女平等教育の推進 ②教職員の研修の充実 ③保護者・PTAへの啓発の充実 ④体験学習の充実 ①男女共同参画に関する講座の実施 ②学習情報の提供 ③男性向け講座の開催 ①DV防止に向けた啓発の充実 ②若年層への啓発事業の推進 ①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ②相談員の資質の向上 ③関係機関との連携 ④加害者対策の実施 ①関係機関との連携 	
<ul style="list-style-type: none"> ①審議会等における女性委員の割合の向上 ①市職員研修の充実 ②適正な市職員配置の推進 ③女性管理職の登用 	
<ul style="list-style-type: none"> ①男女雇用機会均等法の周知 ②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援 ③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 ①労働法律相談の充実 ②再就職支援のための情報提供 ①労働セミナー等の開催 ②女性の起業支援と活躍の場の拡大 ③家族経営協定の締結促進 ④農業従事者への支援 ①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発 ②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進 ③育児休業、介護休業取得の促進 ①乳幼児健診・家庭訪問の充実 ②妊婦健康診査への助成 ③父母教室・育児学級の実施 ④母子相談の実施 ⑤ファミリーサポート事業の推進 ⑥多様な保育ニーズへの対応 ⑦保育施設の充実 ⑧学童保育の推進 ⑨つどいの広場事業の推進 ⑩子育てに関する相談体制の推進 ⑪留守家庭児童の就学支援 ⑫「親の学習」の推進 ①介護に関する相談窓口のPR ②介護予防の取り組み ③介護保険制度の周知 ①老人クラブへの支援 ②高齢者への各種支援 ③高齢者への就労支援 ④高齢者の学習の場の提供 ①障害者相談事業の実施 ②障害者の就労支援 ③障害者に対する各種支援の実施 ①非行防止緊急パトロールの実施 ②防犯活動ボランティアの育成 ③地域での防犯体制の推進 ④各種団体への支援 ①防災の分野における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応 	
<ul style="list-style-type: none"> ①各種検診体制の向上と充実 ②健康相談の充実 ③健康に関する啓発の実施 ④自殺防止に向けた普及活動の推進・相談支援の充実 ⑤精神的サポートへの取り組み ①生活習慣病予防のための健康教育の充実 ②健康づくり教室・講座の充実 ③中高年の健康教室 ①学校給食の充実 ②料理講習会を通しての食育の推進 ③正しい食の情報提供 ④地元農産物の利用促進 ⑤親子料理教室の開催 ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 ②母性保護に関する情報提供 ③小・中学校における保健教育の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との協力体制の構築 ②男女共同参画活動拠点の設置 ①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施 ②各種関係団体との連携 ①広報等による定期的な情報提供 ②ホームページ等による情報発信 ③広聴機会の拡大 ①地域における市民交流の推進 ②異文化体験、理解等の促進 ①外国語による生活情報の提供 ②日本語教室 ③日本語指導教室 	

第4章 施策の展開

政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が等しく、一人ひとりが自らの生き方について決定権を持ち、誇りを感じることのできる社会です。

男女平等は憲法に保障された権利ですが、これまで我が国の社会に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な力の格差が、「男が上で女が下」といった性差別を生み出し、女性に対する人権の視点での配慮が欠ける状況となっています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV※）、セクシュアル・ハラスメント※、性犯罪、売買春やストーカー行為※などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図り、相談体制の充実に努めます。

※ドメスティック・バイオレンス／DV：夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。身体的な暴力だけでなく、言葉によって精神的苦痛を与えること、生活費を渡さず経済的に圧迫することなども暴力に含まれます。

※セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

※ストーカー行為：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

評価項目	平成24年度	平成27年度
家庭、職場、地域など各分野ごとに男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	家庭 39.7% 教育 37.4% 職場 18.2% 地域活動の場 21.6% 社会通念 6.4% 法律や制度 26.2%	家庭 33.9% 教育 33.7% 職場 14.6% 地域活動の場 17.6% 社会通念 5.3% 法律や制度 21.8%

埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査

施策に係る市民満足度	現状
人権を尊重する社会の実現	20.9%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、共に社会のあらゆる分野に参画していくよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

施策の中項目 ① 人権尊重意識の高揚

主要事業	事業概要	担当課
①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下の平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
	各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	生涯学習課
②人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課

施策の中項目 ② 男女共同参画の視点に立った意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課
②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課

施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を発揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していくよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の中項目 ① 学校における男女平等教育、学習の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
②教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
③保護者・PTAへの啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校PTA家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

施策の中項目 ② 生涯学習における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	男女平等社会の確立に向け、意識と能力を高め社会に参画する力を付ける講座や男女共同参画意識を高める講座を開催します。	市民活動推進課
②学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	男性が家庭にかかわるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく)

「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として)

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での大きな課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

施策の中項目 ① 暴力の根絶のための意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、ドメスティック・バイオレンス※に対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課
②若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。 市内高等学校と協力し、高校生へのパンフレット配布、若年層を対象としたDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	学校教育課 市民活動推進課

施策の中項目 ② 相談体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。 ・主な機能 ① 相談や相談機関の紹介 ② 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付 ③ 自立のための情報提供 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課

②相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課
③関係機関との連携	府内 既存の府内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に考慮した相談体制の充実を図る。 府外 警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課 関係各課
④加害者対策の実施	加害者の追及に対し適切な対応が出来るよう、職員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民活動推進課

施策の中項目 ③ 自立支援対策の充実

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 ・主な支援 ① 生活基盤の確保 ② 各種情報提供及び手続きの支援 ③ 心身の回復に向けた支援 ④ 同伴の子どもに対する支援 ⑤ 就労に向けた支援 被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センター等DV支援に関する機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。	市民活動推進課 関係各課 市民活動推進課 関係機関

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	2,429人	平成28年度	2,672人	平成34年度
男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	142人	平成28年度	150人	平成34年度

政策目標2 政策や方針の立案及び決定への体制づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

男女が、同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が、更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

市が率先して審議会等への女性委員の割合を高めるなど取り組みを進めることにより、市民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所などあらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大してゆくことを目指します。

施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画

女性の意見が市政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、市の政策決定にかかわる女性管理職は少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の中項目 ① 審議会等における女性委員の割合の増加

主要事業	事業概要	担当課
①審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課

施策の中項目 ② 個人の能力開発の推進

主要事業	事業概要	担当課
①市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課
②適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課
③女性管理職の登用	「本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)	22.9%	平成28年度	30%	平成34年度
管理的地位（課長級以上）にある職員に占める女性割合 ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画による目標値	10.3%	平成28年度	20%	平成32年度

政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり

育児や介護、家事などの家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っているということが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促し、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境整備を進めることが重要です。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障害者への支援を行い、防犯・防災体制の整備を進めます。

施策に係る市民満足度	現状
勤労者対策の推進と消費安全利益確保	4. 7%
子ども・子育て支援	29. 8%
高齢者福祉の充実	19. 2%
障害者福祉・地域福祉の推進	13. 6%
防犯体制の充実	25. 4%
危機管理体制の充実	26. 2%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 男女とも働きやすい環境づくり

（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
「本庄市女性活躍推進計画」として）

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和について考え方の普及に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

更に、女性の活躍の場の拡大を促進するとともに、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

※パワー・ハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

施策の中項目 ① 職場における男女平等の促進

主要事業	事業概要	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工観光課
②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工観光課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働くよう労働環境の整備を促進します。	商工観光課

施策の中項目 ② 労働相談事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工観光課
②再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工観光課

施策の中項目 ③ 農業、商工業における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①労働セミナー等の開催	就業の継続を願う男女が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーを開催します。	商工観光課
②女性の起業支援と活躍の場の拡大	女性企業家等によるプレゼンテーションイベントや在宅ワーカー育成セミナー等を開催し、女性の起業気運の醸成と活躍の場の拡大を促進します。	商工観光課
③家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生き甲斐を持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行なう家族経営協定の締結を促進します。	農政課 農業委員会事務局
④農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけ作りとして、独身就農者の出会いの場作りを支援します。	農政課

施策の中項目 ④ 事業所に対する啓発

主要事業	事業概要	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	職場内のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工観光課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制※等の導入を推進します。	商工観光課
③育児休業※、介護休業※取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	関係各課

※フレックスタイム制：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つを言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的です。

※育児休業：1歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度です。この制度は、性別にかかわらず利用できます。

※介護休業：介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度です。この制度は性別にかかわらず利用できます。

施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援

女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行うために、保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

施策の中項目 ① 地域で支える子育て環境の充実

主要事業	事業概要	担当課
①乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	健康推進課
②妊婦健康診査への助成	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を推奨し、費用の助成を行います。	健康推進課
③父母教室・育児学級の実施	妊娠中及び出産後の生活についての教室を開催し、沐浴や妊婦体験等を通して子育ての知識の習得を行います。また、生後5ヶ月～8ヶ月児を持つ保護者を対象に、子どもの成長発達を促す関わり等の情報提供及び仲間づくりを目的に育児学級を実施します。	健康推進課
④母子相談の実施	乳児の身体測定、育児や離乳食の相談、妊娠・子育て中の方の母乳についての相談を実施します。	健康推進課

⑤ファミリーサポート事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かるとの調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課
⑥多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育及び一時保育等の特別保育事業を実施します。	子育て支援課
⑦保育施設の充実	多様な保育サービスを提供するため、保育施設の充実に努めます。	子育て支援課
⑧学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課
⑨つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
⑩子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、家庭訪問、情報提供、各担当課や専門機関と連携を図りながら支援を行います。	子育て支援課
⑪留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課
⑫「親の学習」の推進	家庭での教育力の向上を図るため、市内の子育て団体や関係機関と連携し、親の力を高めて子育てを支援する「親の学習」講座を、小・中学校、保育園・幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課

※親の学習：子育てに必要な知識や能力を高めるための学習活動を指します。対象は、子を持つ親ばかりでなく、近い将来に親となる中学生や高校生を対象とした学習活動や、児童、生徒、保護者を対象としたスマートフォンなどによるインターネット利用の危険性を知る講座等も行われています。

施策の中項目 ② 男女がともに支える介護への支援

主要事業	事業概要	担当課
①介護に関する相談窓口のPR	介護保険関連のパンフレット等を同封し、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護保険課
②介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、筋力アップ教室を毎週開催して介護を必要としない身体づくりに努めます。	介護保険課

③介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護保険課
------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------

施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援

高齢者がいきがいをもって生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。

また、誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるための防犯体制や不測の事態に備えた防災体制の整備を進めます。

施策の中項目 ① 高齢者のいきがいづくりへの支援

主要事業	事業概要	担当課
①老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野でいきがいを持って生活できるよう支援を行います。	地域福祉課
②高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	地域福祉課
③高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	地域福祉課
④高齢者の学習の場の提供	市民総合大学シニアコースを開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の中項目 ② 障害者への支援

主要事業	事業概要	担当課
①障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課
②障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課

③障害者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課
-----------------	------------------------------------------------------------	-------

施策の中項目 ③ 防犯体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、本庄地域と児玉地域で、それぞれ年3回パトロールを実施しています。	生涯学習課
②防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課
③地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課
④各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配付します。	危機管理課

施策の中項目 ④ 防災体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課
②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、避難所運営組織には女性を含めます。また女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは、巡回をします。	危機管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
職場における男女比の割合	42.8%	平成28年度	50.0%	平成34年度
ファミリーサポート援助活動件数	918件	平成28年度	1,040人	平成34年度
学童保育利用児童数の割合	21.5%	平成28年度	22.0%	平成34年度
つどいの広場事業参加者数	13,436人	平成28年度	15,200人	平成34年度

子育てに関する相談件数	3,497 件	平成 28 年度	3,500 件	平成 34 年度
筋力アップ教室登録者数	2,379 人	平成 28 年度	2,500 人	平成 34 年度
市民総合大学高齢者コース参加者数	1,723 人 (総合) 2,628 人 (地区)	平成 28 年度	2,000 人 (総合) 3,000 人 (地区)	平成 34 年度
障害者雇用率	1.90%	平成 28 年度	2.00%	平成 34 年度
防犯活動ボランティア団体数	104 団体	平成 28 年度	110 団体	平成 34 年度

政策目標4 心とからだの健康づくり

個々の体力に応じた健康を保持し、快適な社会生活を送ることは、多くの人が望むところです。情報提供や健康相談等の支援を行い、健康づくり事業の充実に努めます。

また、女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。

男女が互いの身体の特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識づくりを進め、女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の普及に努めます。

施策に係る市民満足度	現状
健康づくりの推進	44.4%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 男女の健康づくりへの支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

施策の中項目 ① 健康保持対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
①各種検診体制の向上と充実	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課
②健康相談の充実	健康に関する疑問や心配ごとに対して、保健師・栄養士等による健康相談を実施し、健康への適切なアドバイスをします。また、電話による健康相談事業を実施します。	健康推進課
③健康に関する啓発の実施	健康について自覚を促すため、健康保持のための正しい知識の啓発に努めます。	健康推進課
④自殺防止に向けた普及活動の推進・相談支援の充実	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができよう人材の養成（ゲートキーパー等）や心の健康づくりの推進を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課
⑤精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課

施策の中項目 ② 健康づくり事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①生活習慣病予防のための健康教育の充実	生活習慣病を予防するため、特定健診・特定保健指導と併せて相談・教室・講座の実施を図ります。	健康推進課
②健康づくり教室・講座の充実	健康づくりの普及と啓発のため医師・保健師・栄養士等による健康教室・講座を開催し、適切な健康教育を図ります。	健康推進課
③中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課

施策の中項目 ③ 食育の推進

主要事業	事業概要	担当課
①学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。 栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	学校教育課 教育総務課 (本庄上里学校給食センター)
②料理講習会を通じての食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通して、食育の推進を図ります。	健康推進課
③正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すためホームページや啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課
④地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課
⑤親子料理教室の開催	親子で食生活に対する関心と正しい知識を学ぶため子ども夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働くよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

施策の中項目 ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう啓発パンフレット等により、啓発に努めます。	健康推進課
②母性保護に関する情報提供	市民に対して母性保護の情報を提供し、母性に対する理解と協力が得られるようPRに努めます。	健康推進課
③小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性に関する指導）の充実に努めます。	学校教育課

政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、企業等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策を展開していきます。

市民満足度	現状
市民との協働によるまちづくりの推進	27.4%
市民参加と透明性の高い行政運営の推進	26.2%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、市民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、市政の範囲を超える場合は、国、県と連携を図ります。

施策の中項目 ① 関係団体との連携体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との協力体制の構築	事業者、地域団体、NPO※、関連組織と情報交換を進め、社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	関係各課
②男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワーク作りの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課

※NPO：特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織を言います。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っています。

施策の中項目 ② 人づくり事業の実施

主要事業	事業概要	担当課
①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課
②各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 ③ 情報の収集と提供

主要事業	事業概要	担当課
①広報等による定期的な情報提供	毎月1日発行の「広報ほんじょう」や15日発行の「広報ほんじょうお知らせ版」等を通じた全市民向けの啓発活動を推進します。	秘書広報課
②ホームページ等による情報発信	ホームページ等を通じて、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。	秘書広報課
③広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、In foメール等を活用し、市民の意見を聞く手段を拡大させます。	秘書広報課

施策の大項目(2) 国際交流の促進

多様な価値観や文化にふれることにより、国際感覚を養い、国際理解の推進に努めます。

また、外国籍市民が地域社会で安心して暮らせるよう、生活情報や日本語学習の機会を提供します。

施策の中項目 ① 国際理解、交流の推進

主要事業	事業概要	担当課
①地域における市民交流の推進	市民の国際性を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。	秘書広報課
②異文化体験、理解等の促進	国際交流協会と連携して、市民が積極的に外国の言語や文化、料理を学習する機会を提供し、市民の国際理解を高めます。	秘書広報課

施策の中項目 ② 外国籍市民への支援

主要事業	事業概要	担当課
①外国語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国籍市民へ外国語による生活情報を提供します。	秘書広報課
②日本語教室	外国籍市民への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	秘書広報課
③日本語指導教室	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育課

《 推進指標 》

指標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの開催回数	0回	平成28年度	1回	平成34年度

第5章 計画の推進体制

この計画を効果的に推進し、目標を達成するため、各関係機関等が連携・協力しながら、男女共同参画についてそれぞれ主体的に取り組む必要があります。

1 庁内推進体制による全庁的な推進

本庄市男女共同参画推進会議により、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、調査及び研修を実施し総合的に推進します。

また、この計画の目標達成に向け、本計画に掲げた各課の取り組みについてP D C Aサイクルにより進行管理をします。

2 関係団体との連携体制の構築(再掲)

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワーク作りの場としての拠点を市役所内に設置し、事業者、地域団体、N P O、関連組織と情報交換を進め、社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。

3 男女共同参画条例の制定

男女共同参画の施策の推進のため、男女共同参画条例の制定を目指します。

第3次本庄市男女共同参画プラン (案)

平成30年 月

編集・発行 本庄市 市民生活部 市民活動推進課
〒367-8501
埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
TEL: 0495-25-1118
FAX: 0495-22-0602
E-mail: katudou@city.honjo.lg.jp